

(対応する ISIC) 2691 非建設用耐火性窯業製品製造業  
2693 建設用耐火性粘土・セラミック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	耐火物

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 225「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物(耐火モルタル、キャストブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアクリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質るつぽを含む)  
(対応する ISIC) 2692 耐火性窯業製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 223「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類 2296「石こう(膏)製品製造業」の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦(いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら)、普通れんが、陶管  
(対応する ISIC) 2694 セメント、石灰及び石膏製造業  
2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 226「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト)、炭素繊維、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、黒鉛るつぽ、特殊炭素製品  
(対応する ISIC) 2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-04	2599-041	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 227「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙  
(対応する ISIC) 2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2282「人工骨材製造業」、2283「石工品製造業」、2284「けいそう土・同製品製造業」、2285「鉱物・土石粉碎等処理業」、2291「ほうろう鉄器製造業」、2292「七宝製品製造業」、2293「人造宝石製造業」、2294「ロックウール・同製品製造業」、2295「石綿製品製造業」、2297「石灰製造業」、2298「鋳型製造業(中子を含む)」及び 2299「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) ジョイント・シート、プレークライニング、ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品)、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)  
(対応する ISIC) 2696 石材切り出し、型削・磨き業  
2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

## 7 鉄鋼、非鉄金属、金属製品

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 23「鉄鋼業」のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の

生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑  
(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2313「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガ、フェロモリブデン、フェロバナジウム  
(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 23「鉄鋼業」のうち、転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼  
(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 23「鉄鋼業」のうち、電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼  
(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。  
(注 意 点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01		熱間圧延鋼材
	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 23「鉄鋼業」のうち、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。  
(品目例示) 普通鋼形鋼：鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼  
普通鋼鋼板：厚板、中板、薄板  
普通鋼鋼帯：冷延用鋼帯、その他用鋼帯  
普通鋼小棒：小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼  
その他の普通鋼熱間圧延鋼材：軌条、大形・中形棒鋼、管材、パーインコイル、線材、外輪  
特殊鋼熱間圧延鋼材：工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガ鋼、合わせ鋼材  
(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2622-01		鋼管
	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(担当府省庁) 経済産業省  
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 23「鉄鋼業」のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。  
(品目例示) 普通鋼鋼管：普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷間鋼管、普通鋼めっき鋼管  
特殊鋼鋼管：特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷間鋼管

(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2623-01		冷間仕上鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 23「鉄鋼業」のうち、冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成12年表において、平成7年表の行部門「2623-011 冷間仕上鋼材」を、「2623-011 普通鋼冷間仕上鋼材」と「2623-012 特殊鋼冷間仕上鋼材」に分割。

(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 234「表面処理鋼材製造業」のうち、めっき鋼管を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2631-01		鋳鍛鋼
	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鋳鋼

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2353「鋳鋼製造業」及び2355「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放)  
鋳鋼：普通鋼・特殊鋼鋳鋼品(鋳放)

(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鋳鉄管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2393「鋳鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管(普通・強じん鋳鉄)、異形管(普通・強じん鋳鉄)

(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2631-03		鋳鉄品及び鍛工品(鉄)
	2631-031	鋳鉄品
	2631-032	鍛工品(鉄)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2351「鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)」、2352「可鍛鋳鉄製造業」及び2354「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳鉄品：鋳鉄鋳物、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳鉄、可鍛鋳鉄、精密鋳造品、可鍛鋳鉄製鉄管継手

鍛工品(鉄)：鍛工品(自動車用、産業機械器具用等)

(対応する ISIC) 2731 鉄鋼鋳造業

2891 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

列コード	行コード	部門名称
2649-01	2649-011	鉄鋼シャースリット業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2391「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2649-09	2649-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2399「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット

(対応する ISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2411「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(含再生)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2412「亜鉛第1次製錬・精製業」、2419「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうち「鉛第1次製錬・精製業」、2421「鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)」及び2422「亜鉛第2次製錬・精製業(亜鉛合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金

(対応する ISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム(含再生)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2413「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び2423「アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミ、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金

(対応する ISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2419「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうち「鉛第1次製錬・精製業」を除く生産活動及び2429「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、

すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金  
(対応する ISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2441「電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

(対応する ISIC) 3130 絶縁電線・ケーブル製造業

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細部門 2442「光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む。)」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 3130 絶縁電線・ケーブル製造業

列コード	行コード	部門名称
2722-01	2722-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2431「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品

(対応する ISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2722-02	2722-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2432「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム板、アルミニウム円板、アルミニウム条、アルミニウム管、アルミニウム棒、アルミニウム型材、アルミニウム線、アルミニウムはく

(対応する ISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2722-03	2722-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 245「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅合金鋳物、軽合金鋳物、亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト、精密鋳造品、鍛工品(アルミニウム)

(対応する ISIC) 2732 非鉄金属鋳造業

2891 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

列コード	行コード	部門名称
2722-04	2722-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2491「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2330 核燃料加工業

列コード	行コード	部門名称
2722-09	2722-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2439「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)」及び 2499「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛管、鉛板、鉛合金伸線、亜鉛製品、金・銀・白金・ニッケル等の展伸材、非鉄金属合金粉

(対応する ISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2541「建設用

金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

(対応する ISIC) 2811 構造用金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2542「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、シャッター、メタルラス、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、建築用板金製品

(対応する ISIC) 2811 構造用金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖房機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2532「ガス機器・石油機器製造業」、2533「温風・温水暖房装置製造業」及び 2539「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガスこんろ・風呂釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

(対応する ISIC) 2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 258「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類 2592「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 251「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類 2543「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ドラム缶、18 リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高圧容器(ポンペ)

(対応する ISIC) 2812 金属製タンク、貯槽及び容器製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2522「機械刃物製造業」、2523「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2524「作業工具製造業(やすりを除く)」、2525「やすり製造業」、2526「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2527「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2531「配管工事用付属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び2553「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事付属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品：機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)

刃物及び道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等)、農器具(すき、くわ、かま等)、農器具部分品

(対応する ISIC) 2891 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業

業

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-09		その他の金属製品
	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2521「洋食器製造業」、2529「その他の金物類製造業」、2551「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2552「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)」、小分類 256「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、257「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類 2591「金庫製造業」及び2599「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品、王冠等)  
金属線製品：くぎ、金属製金網、PC鋼より線、鋼索、電気溶接棒

その他の金属製品(除別掲)：金属洋食器、金物(かぎ、錠、建築用金物、架線金物等)、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2892 金属の処理・塗装業；料金制又は契約制による一般機械エンジニアリング業

2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

2919 その他の一般機械製造業